

環水企発第050922003号

平成17年 9月22日

都道府県知事
水質汚濁防止法政令市市長 } 殿

環境省環境管理局水環境部長

「公共用水域水質測定結果の報告について」の一部改正について

「公共用水域水質測定結果の報告について」（平成5年3月29日環水規第51号）を下記のとおり改正することとしたので通知する。

本通知は平成17年度の測定結果の報告から適用する。

記

I. 記のIの1を次のように改める。

1. 環境基準項目

環境基準項目については、「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」（平成13年5月31日付け環水企第92号水環境部長通知）の第2の1の（2）の3）、4）及び5）によること。

II. 記のIの2の（2）中、「定量限界値」を「定量下限値」に、「mg/リットル」を「mg/l」に改める。